

(独)福祉医療機構との退職関係書類事務業務委託契約終了のお知らせ

●退職手当金請求書類の受付終了

(独)福祉医療機構様の新システム利用開始に伴い、本会に委託されておりました福祉医療機構退職関係書類の受付を終了いたします。

つきましては、業務委託契約終了以降は福祉医療機構様の新システムにより直接退職手続きをお願いいたします。

業務委託契約終了	:令和6年12月31日
現行システム利用終了	:令和6年12月11日(17時)
新システム利用開始	:令和7年1月6日(10時)

現行システム停止後、新システム利用開始までの期間中に届出の必要が生じた際は、令和7年1月6日以降に新システムにてお手続きください。

●県退職共済支援事業にご加入いただいている皆様へ(重要)

(独)福祉医療機構様の退職手当共済制度(以下、医療機構退職金)と県退職共済支援事業(以下、県共済)の両方にご加入いただいている事業所様は、令和6年12月までは2つの制度の退職金請求書類を本会に同時に提出していただいておりますが、税法上順番にしか退職金支給処理ができませんので、これまでは、県共済支給後、本会にて県共済の退職所得の源泉徴収票を医療機構退職金請求書類に添付し(独)福祉医療機構様へ送付していました。

今後とも同様の順番で退職金支給手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、新システム利用開始後は以下の点に注意してお手続きをお願いします。

- ① 県共済の退職所得の源泉徴収票が事業所に届いてから(独)福祉医療機構様の退職の手続きを行ってください。
- ② (独)福祉医療機構様の新システムにて「**退職手当金支払いの順番の登録**」を行う際に、下記のようにチェックしてください。

「都道府県の退職金制度への加入の有無」 :有

「退職金請求の順番」 :福祉医療機構を後に請求

① の例外

まだ県共済の退職所得の源泉徴収票が手元に無いが、(独)福祉医療機構様の被共済職員退職届を作成したい場合

「退職情報登録(添付書類の確認)」画面にて「後で登録」にチェックをいれて(源泉徴収票の枚数を入力すると「後で登録」のチェックボックスが出てくるそうです)いただくと、源泉徴収票の添付以外の入力をしていただくことができ、退職者へお渡しするQRコードを作成することができます。

(注)事業所様から源泉徴収票がアップロードされるまで、福祉医療機構様が審査等を進めることができません。県退職共済支援事業の退職所得の源泉徴収票が事業所に届き次第、速やかにアップロードをお願いいたします。

「退職者状況管理」画面の源泉徴収票の欄からアップロードすることができます。

●事業所様(=共済契約者)が退職者様に代わって退職手当金の請求や合算利用の手続きを行う際の委任状について

退職届を新システムで作成いただいたら、最後に入力した内容を確認する画面が出てきます。通常でしたらそのまま「提出する」を押すとQRコード作成となりますが、「提出する」の近くに「共済契約者の方で代行して手続きする」というチェックボックスがあるので、そこにチェックしてから「提出する」ボタンを押すと、そのまま請求手続き画面にうつります。

(注)退職者様本人ではなく、事業所様(=共済契約者)が代行手続きを行うには、委任状が必要です。

委任状は(独)福祉医療機構様のホームページにございます。(※新システム上ではございません)必ず退職者様の自署が必要ですので、プリントアウトしてご利用ください。

請求手続きをすすめていると、委任状をアップロードする画面がでてくるので、退職者様が記入いただいた委任状をPDFまたは写真を撮ったの画像ファイルでアップロードしてください。

●お問合せ先

新システムに伴うご質問には本会では対応できかねますので、福祉医療機構様に直接お問合せください。

<コールセンター>※令和7年1月6日10:00開始

TEL:0570-050-294

受付時間9:00~17:00(土日・祝日除く)